

宝が池公園の魅力向上に資する公園施設整備に係る

設置許可候補事業者選定のための募集要項

**令和 6 年 12 月
京 都 市**

目 次

《募集要項本文》

| | |
|------------------|----|
| 1 趣旨 | 1 |
| 2 公園施設整備対象エリアの概要 | 1 |
| 3 申込資格 | 4 |
| 4 募集条件 | 5 |
| 5 申込手続 | 9 |
| 6 設置許可候補事業者の選定方法 | 12 |
| 7 協定書の締結 | 13 |
| 8 本公園施設の使用料及び保証金 | 13 |
| 9 特記事項 | 14 |
| 10 その他 | 14 |
| 11 スケジュール | 15 |
| 12 問合せ先 | 15 |

《別紙及び様式》

(別紙 1) 提出書類一覧

- [様式 1－1] 応募申込書
- [様式 1－2] 構成員調書
- [様式 1－3] 調査同意書（水道料金・下水道使用料）
- [様式 1－4] 京都市暴力団排除条例に係る誓約書
- [様式 1－5] 事務遂行体制（施設計画を実現する体制）
- [様式 1－6] 事業実施実績書（施設計画と同種事業の実績）
- [様式 2－1] 施設計画書 ①～⑤
- [様式 2－2] 資金計画書 (1) 事業費概算書（初期投資）
- [様式 2－3] 資金計画書 (2) 初期投資に伴う資金調達計画書
- [様式 2－4] 資金計画書 (3) 長期損益計画書（基礎資料）
- [様式 2－5] 資金計画書 (4) 長期損益計画書
- [様式 2－6] 資金計画書 (5) 長期キャッシュ・フロー計算書（資金収支計画書）
- [様式 3] 使用希望価格書

(別紙 2) 現地説明会参加申込書

(別紙 3) 審査項目及び審査基準

1 趣旨

宝が池公園は、農業用のため池として作られた宝が池を中心に、山林や川など昔からの地形と自然を利用して整備された、京都市内唯一の広域公園です。

広大な園内には複数の広場や周遊路があり、憩いや散策、子どもの遊び、スポーツ、地域の催しといった多様な用途で利用されていますが、その一方で、自然環境の保全・再生や、公園利用者の交流・活動の拠点となる施設の不足といった課題も顕在化しています。

こうした特性と課題を踏まえ、本市では、令和3年度から、多様な関係者との連携により宝が池公園の利活用の取組を推進しています。令和5年1月には、地域の自治組織や公園で活動する市民団体、周辺企業、本市など、約30の団体・有識者が参画する対話と連携の場として「宝が池みらい共創会議」が設立され、持続可能で魅力ある公園づくりや周辺地域の活性化を目指して意見を交わし、令和6年3月には、今後の活動方針となる「宝が池みらい共創指針」が取りまとめられました。

この度、本市では、「宝が池みらい共創指針」に基づく具体的な取組の一つとして、宝が池公園の更なる魅力向上に資する公園施設を、民間事業者の活力とノウハウをいかして整備するため、公募型プロポーザル方式で、「宝が池みらい共創指針」の趣旨に沿った、より良い公園施設の整備（設置及び管理）に係る提案を行う事業者を広く募集し、選定を行うこととしました。

2 公園施設整備対象エリアの概要

宝が池公園内の菖蒲園（以下「菖蒲園」といいます。）を対象とします。

また、本市資産の有効活用の観点から、菖蒲園北側に隣接する未利用の本市普通財産（以下「北側市有地」といいます。）を含めて、一体的に提案を行うことも可能とします。

- ※ 菖蒲園内にある菖蒲池は、施設整備の対象外とします。
- ※ 菖蒲園における提案は必須、北側市有地における提案は任意とします。
- ※ 下記(2)に示す敷地面積の範囲内で、必要な面積を使って提案を行ってください（必ずしも全面を使う必要はありません）。

(1) 所在地

- ア 菖蒲園：京都市左京区松ヶ崎榎実ヶ芝18番地1 他
- イ 北側市有地：京都市左京区岩倉幡枝町1067番地4 他

(2) 敷地面積

- ア 菖蒲園：約13,000m²（ただし、菖蒲池に係る面積を除く。）
- イ 北側市有地：平地 約3,900m²、全体 約32,300m²

(3) 最寄りの公共交通機関からの位置

市営地下鉄烏丸線「国際会館」駅から南西へ直線距離で約810m
(改札口から徒歩約15分(国立京都国際会館方面の4-2出入口を経由))

(4) 埋蔵文化財の有無

ア 菖蒲園：周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません

イ 北側市有地：周知の埋蔵文化財包蔵地「木野墓窯跡」

(遺跡の種別：小規模遺跡／遺跡の種類：窯跡)

※ 「木野墓窯跡」については、本市において試掘調査を行っており、埋蔵文化財の存在及びおおよその埋設位置を確認しています。

(5) 主な公法上の規制等

ア 菖蒲園

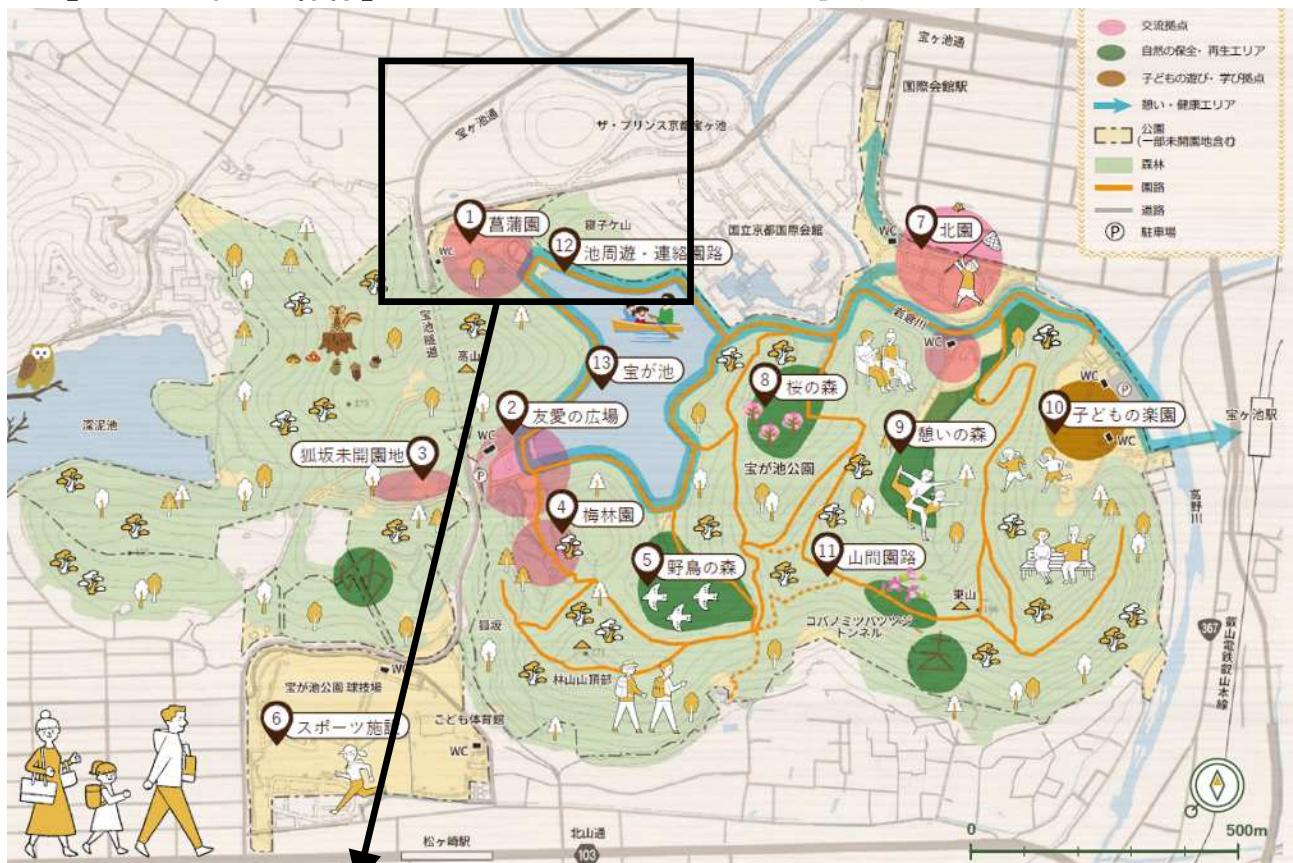
| | |
|-------|--|
| 区域区分 | 市街化調整区域 |
| 建蔽率 | 20%（風致地区による） |
| 容積率 | 100% |
| 都市施設等 | 宝池公園（完成） |
| 景観保全 | 第1種自然風景保全地区 風致地区第1種地域（建築物の高さ8m等） 歴史的風土保存区域 |
| 眺望景観 | 眺望空間保全区域34 遠景デザイン保全区域（16）-3km以内 遠景デザイン保全区域（34）-3km以内 遠景デザイン保全区域（41）-3km以内 遠景デザイン保全区域（45） |
| 屋外広告物 | 屋外広告物禁止地域 |
| その他 | 保全区域 宅地造成等工事規制区域 |

イ 北側市有地

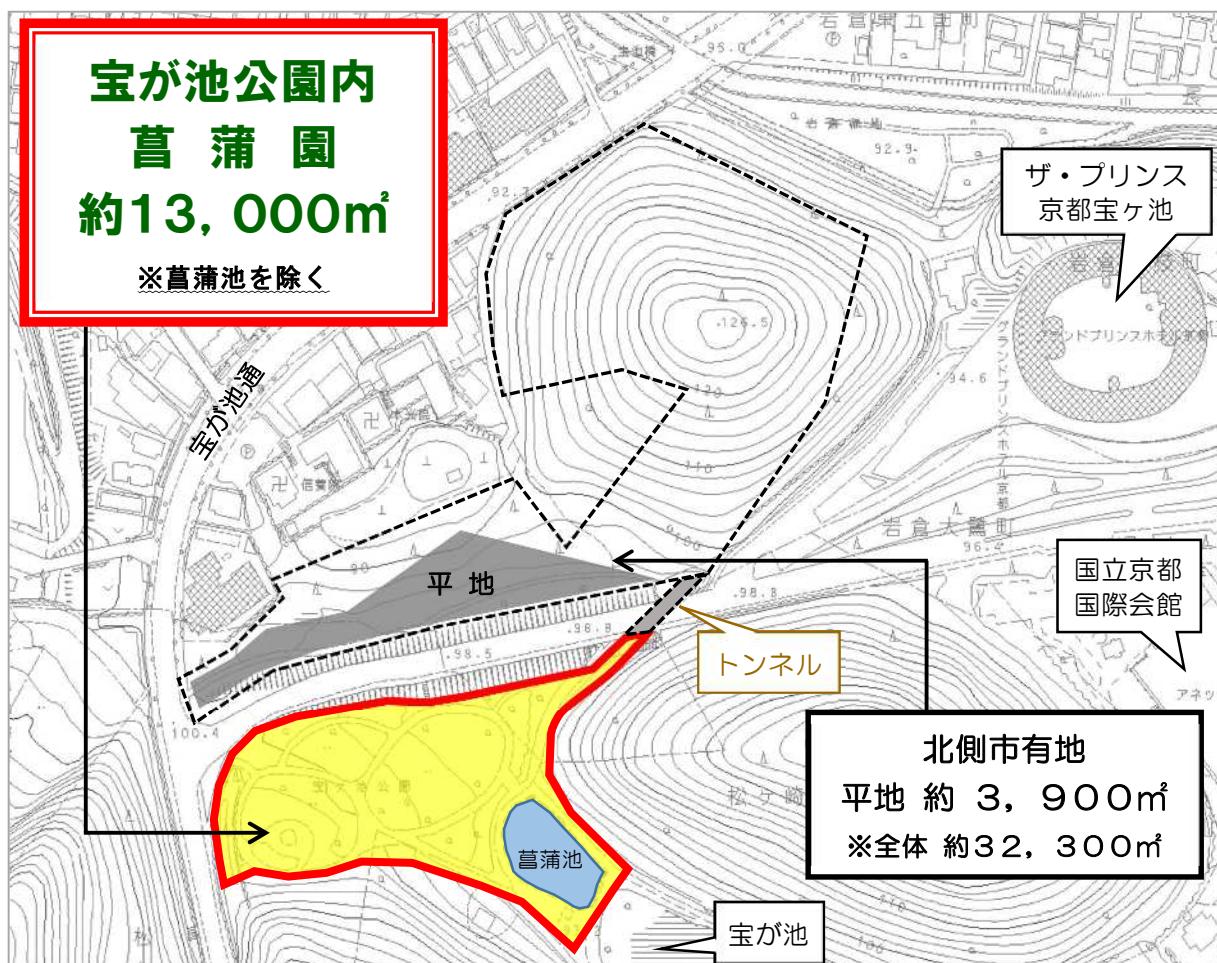
| | |
|-------|--|
| 区域区分 | 市街化調整区域 |
| 建蔽率 | 30%（風致地区による） |
| 容積率 | 100% |
| 景観保全 | 風致地区第2種地域（建築物の高さ10m等） 歴史的風土保存区域 |
| 眺望景観 | 眺望空間保全区域34 遠景デザイン保全区域（16）-3km以内 遠景デザイン保全区域（34）-3km以内 遠景デザイン保全区域（41）-3km以内 遠景デザイン保全区域（45） |
| 屋外広告物 | 第1種地域 |
| その他 | 保全区域 宅地造成等工事規制区域 |

※ 上記以外についても、関係法令等を御確認ください。

【宝が池公園 全体像】 ※「宝が池みらい共創指針」抜粋



【菖蒲園周辺 拡大図】



3 申込資格

申込みの資格を有する事業者は、本要項の「4 募集条件」に記載の趣旨を踏まえた公園施設の整備（設置及び管理）を行う意思があり、次のいずれの要件にも該当しない法人に限ります。

なお、複数の法人が共同して申し込むことも可能ですが、この場合は、全ての法人について、当該要件に該当しないことが必要となります。

※ 共同申込みを行う場合は、あらかじめ1法人を代表事業者と定め、その代表事業者が申込み及び事業に必要な諸手続を行ってください。

※ 1法人は、重複して2件以上の申込み又は共同申込みを行うことはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加する資格を有しない者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
※ 申込資格の確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。
- (3) 公園施設を暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて公園施設の設置許可を受けようとする者
- (4) 法人又はその代表者が、次に掲げる税等を滞納している者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (5) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続中の者
- (6) 法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6に規定する公契約關係競売等妨害又は第198条に規定する贈賄に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- (7) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に規定する私的独占、不当な取引制限の禁止及び一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (8) その他本市が契約の相手方として不適当と判断する者

4 募集条件

(1) 募集する公園施設の種類

ア 都市公園法上の公園施設のうち、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所

《参考》公園施設の例 (都市公園法施行令第5条より)

| | |
|--------|--|
| 休養施設 | 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの |
| 遊戯施設 | ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場、その他これらに類するもの |
| 運動施設 | 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレー場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの |
| 教養施設 | 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、その他これらに類するもの |
| 便益施設 | 飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲み場、手洗場、その他これらに類するもの |
| その他の施設 | 展望台、集会所 |

イ 上記ア以外の種類の公園施設

公園利用者の利便性向上や周辺地域の活性化につながる公園施設に限り、上記アと合わせて設置することを可能とします。

(2) 本市が求める提案等

提案していただく内容は、事業者自らが実施する上記(1)の公園施設（以下「本公園施設」といいます。）の設置及び管理に関することとなります。提案に当たっては、次のア～エの事項を全て盛り込んでください。

ア 宝が池公園の関係者が目指す姿の実現

- 多様な関係者の参画の下、宝が池公園の魅力創出や地域活性化に取り組む「宝が池みらい共創会議」において取りまとめられた「宝が池みらい共創指針」の内容と整合し、宝が池公園ならではの特性をいかした、又は宝が池公園特有の課題の解決につながるような公園施設の提案を行ってください。
- 加えて、「宝が池みらい共創会議」の活動への支援について、実施可能なことを具体的に提案してください。

《参考》 支援のイメージ

- ・ 共創会議に加入し、他の構成員と連携しながら、宝が池公園の魅力向上等に資する取組の企画・実施を積極的に担う
- ・ 共創会議の活動に必要な資金の一部を、寄付金として支払う（例えば、売上げの●%程度など）
- ・ 共創会議が開催する会議や催し等の実施場所として、通常の営業の妨げにならない範囲で、本公園施設を無償提供するなど

「宝が池みらい共創会議」とは

宝が池みらい共創会議は、宝が池公園に関わる多様な関係者の積極的な参画及び公民連携の下、宝が池公園の将来像を共有するとともに、その実現に向けた取組を実践することにより、持続可能で魅力ある公園づくり、ひいては周辺地域の活性化へつなげていくことを目的に活動する任意団体です。

| | |
|--------|--|
| 設立 | 令和5年11月（令和5年3月から11月まで準備会を実施） |
| 構成員 | 地域の自治組織や公園で活動する市民団体、周辺企業、本市など32の団体及び有識者（令和6年11月末時点） |
| 主な活動内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 宝が池公園の保全再生や利活用に関する意見交換、合意形成・ 宝が池公園の将来像の検討（「宝が池みらい共創指針」取りまとめ）・ 「宝が池みらい共創指針」に基づくソフト事業の実施<ul style="list-style-type: none">〔現在の公園利用ルールの下ではできないことにチャレンジする〕〔プロジェクトの立上げ、宝が池公園の運営の担い手やファンの増加につながる情報発信など〕 |

※ 「宝が池みらい共創指針」の詳細等は、次のURLから御覧いただけます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000325856.html>

イ 本市の人口減少対策に資する取組の推進

- 本市喫緊の課題である人口減少対策の観点から、若者・子育て世代を中心には、多様な世代の人々が集い、交流できる場の創出について、提案を行ってください。
- 公園施設整備対象エリアの立地環境を踏まえて、多くの人が利用しやすい施設となるよう工夫し、提案を行ってください。

ウ 自然環境や景観への配慮

- 本公園施設の規模やデザインは、周辺の自然環境・景観と調和したものとしてください。
- 提案区域内の既存樹木の保存に、できる限り配慮した提案としてください。

エ 市民の豊かさにつながる都市の成長への貢献

本公園施設の設置及び管理に当たり、新たな市民雇用の創出や市内事業者の活用、木材をはじめ地域産材の活用など、地域経済の活性化にもつながる提案を行ってください。

(3) 事業期間等

- 事業期間はおおむね20年間とし、本公園施設の設置許可は、その範囲内でおおむね3年ごとに更新します。
- 本公園施設の設置許可の期間について、当初は設置許可日から令和10年3月31日まで（予定）とし、令和10年4月1日以降は、それまでの使用状況や必要性等を確認したうえで問題がないと本市が判断した場合、引き続き、設置許可を3年ごとに更新します。
- 設置許可期間には、本公園施設の設置工事着手から、事業終了後の原状回復までの期間を含むものとします。
- 事業終了後は、事業者の責任及び費用負担の下、設置許可期間の満了日までに許可物件の解体・撤去を行い、原状回復していただく必要があります。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 法規制等

- 提案内容は、都市公園法、建築基準法、都市計画法、文化財保護法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びその他の関係法令・条例等を遵守したものとしてください。
- 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や法的諸手続きは、事業者が行ってください。

(5) 設置許可の区域

本要項の「2 公園施設整備対象エリアの概要」に記載の「(2) 敷地面積」のうち、提案のあった区域（以下「提案区域」といいます。）とします。提案区域については、下記ア～コの既存施設を除き、事業者の責任及び費用負担の下、適切に維持管理を行ってください。

- ア 便所
- イ ベンチ及びテーブル
- ウ 園路
- エ 柵
- オ 地下埋設物
- カ 分電盤
- キ 照明灯
- ク 公園案内板
- ケ 樹木
- コ 菖蒲池

(6) 既存施設の取扱い

- 上記(5)ア～クの既存施設については、事業者の責任及び費用負担により、本公園施設の設置に当たり支障となる施設の撤去又は改修を可能とします。撤去する場合は、移設又は代替施設の新設により、同様の機能を確保してください。
- 既存樹木を撤去する場合は、事業者の責任及び費用負担により、移植や新たな植栽、撤去した樹木の活用等の工夫を行ってください。

(7) 費用の負担

- 提案に基づく本公園施設の設置及び管理に関する一切の経費は、事業者の負担とします。
- 本公園施設の設置に当たり必要なインフラ（上下水道、電気、ガス、電話等）の整備及び更新も、事業者の責任及び費用負担により行ってください。

(8) 転貸の禁止等

設置許可の期間中は、次の事項を禁止します。

- ア 本市が承認した者を除く第三者への許可物件の転貸
- イ 使用者の地位の譲渡
- ウ 許可物件の担保権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定

5 申込手続

(1) 申込方法

- ア 提出書類（詳細は「提出書類一覧」（別紙1）参照）
申込事業者の概要・財務状況等、施設計画、使用希望価格の書類
- イ 提出期間
令和7年4月17日（木）～令和7年4月24日（木）（土日祝日を除く。）
受付時間は午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）
- ウ 提出方法
持参に限ります。
※ 提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出に来られる際は事前に連絡をお願いします。
- エ 提出場所及び連絡先
住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎3階
京都市建設局みどり政策推進室（担当：杉左近、奥村）
電話：075-222-4114

(2) 提出書類の取扱い

- ア 無償使用
本市は、本公園施設の設置及び管理において公表等が必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。
なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。
- イ 提出書類の変更等の禁止
提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、提出期間内であっても変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

(3) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込事業者の負担とします。

(4) 質疑及び回答

- ア 質疑者の資格
本要項の「3 申込資格」を満たす事業者とします。
- イ 質疑の方法
質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。
なお、その際の件名は【質疑（申込事業者名）】としてください。
送信先：京都市建設局みどり政策推進室（担当：杉左近、奥村）
ryokusei@city.kyoto.lg.jp

ウ 質疑の受付期間（2回実施）

- ① 令和7年1月16日（木）～令和7年1月23日（木）午後5時
- ② 令和7年2月13日（木）～令和7年2月20日（木）午後5時

エ 回答

- ①は令和7年1月30日（木）までに、②は令和7年2月27日（木）までに、質疑回答書を本市ホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨を本市ホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。
- なお、質疑回答書のほか、本件に関して伝達すべき事項を、本市ホームページに追加で記載する場合があります。必ず申込書類の提出期限まで、本市ホームページを確認してください。
《本市ホームページURL》
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000335404.html>

(5) 現地説明会の開催

ア 実施日時

令和7年2月6日（木）午後2時～午後3時

イ 集合場所

宝が池公園菖蒲園（菖蒲池付近）

ウ 参加資格

本要項の「3 申込資格」を満たす事業者とします。

エ 参加申込方法

令和7年1月31日（金）の午後5時までに、電子メールで、「現地説明会参加申込書」（別紙2）を提出してください。

申込先：京都市建設局みどり政策推進室（担当：杉左近、奥村）

ryokusei@city.kyoto.lg.jp

オ 留意事項

- 現地説明会では、質疑は一切受け付けません。質疑がある場合は、上記(4)の方法に従ってください。
- 写真撮影は可能ですが、撮影したものをSNSに掲載する等、本件の申込みに係る目的以外の使用は禁止します。また、録画・録音は不可とします。
- 現地には、駐車場がありません。公共交通機関でお越しいただくか、車でお越しの際は近隣のコインパーキング等を御利用ください。
- 本件の申込みに当たり、現地説明会への参加は必須条件ではありませんが、できる限り出席してください。

(6) 基礎資料の貸出し

公園施設整備対象エリアに関する基礎資料を保存した電子媒体（D V D）を貸し出します。

ア 資料

- 現況平面図（樹木をはじめ既存施設のおおよその配置を含む。）
- 水道管路管理図
- 京都市公共下水道台帳施設平面図
- 電気配線箇所図
- 便所整備図
- 埋蔵文化財試掘結果（北側市有地のみ）

※ 公園施設整備対象エリアに関する地質調査資料はありません。設置許可候補事業者が決定した後、本公園施設の設置に伴い必要となる地質調査は事業者の責任及び費用負担により行ってください。

イ 受付期間

令和6年12月19日（木）～令和7年4月24日（木）
(土日祝日を除く。)

受付時間は午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

ウ 受付方法

電話で事前に連絡のうえ、上記イの受付期間内にお越しください。
ただし、質疑がある場合は、上記(4)の方法に従ってください。

エ 貸出場所及び連絡先

住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎3階

京都市建設局みどり政策推進室（担当：杉左近、奥村）

電話：075-222-4114

6 設置許可候補事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により、設置許可候補事業者を選定します。

(1) 提案内容等の審査

- 申込事業者から提出された書類を基に、京都市都市緑化審議会に設置した「宝が池公園施設整備事業者選定部会」（以下「選定部会」といいます。）において、「審査項目及び審査基準」（別紙3）により、提案内容等の審査を行います。
- 選定部会では、「審査項目及び審査基準」の各審査項目について、配点に応じて0点から20点までの評価を行い、各審査項目の評価点（0～20点）を算定します。
- 審査の際は、必要に応じて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。日時及び場所については、別途本市から指定します。
- 選定部会の各部会員が採点した合計得点を踏まえ、選定部会の合議を経て最終得点を決定します。
- 提出書類の内容が不適当と判断した場合又はいずれかの審査項目において選定部会員の過半数が不適当（0点）と判断した場合は、当該申込事業者を失格とします。
- 故意に虚偽のある申込みについては、審査結果によらず失格とします。

《参考》選定部会 部会員（敬称略・五十音順）

| | |
|--------|-------------------------|
| 奥田 希充子 | 公認会計士 |
| 黒木 要州 | 一般社団法人京都府建築士会 理事 |
| 内藤 光里 | 市民公募委員 |
| 二股 茂 | 岩倉南学区自治連合会 会長 |
| 山口 敬太 | 京都大学大学院地球環境学堂 准教授 【部会長】 |

(2) 設置許可候補事業者の選定等

- 本市が定める最低使用料以上の使用希望価格を提示し、かつ、最高の得点（ただし、得点が満点の6割（100点満点中の60点）以上）を獲得した事業者を、設置許可候補事業者とします。
- 申込事業者が1者の場合でも、その得点が満点の6割（100点満点中の60点）以上で、かつ、設置許可候補事業者として適当と認められる場合には、その事業者を設置許可候補事業者とします。
- 設置許可候補事業者が、申込資格を満たしていないことが判明した場合や、本公園施設の設置及び管理を自ら辞退した場合等については、次点の事業者を設置許可候補事業者とします。
- 審査の結果、設置許可候補事業者なしとする場合があります。

(3) 審査結果の通知及び公表

本市は、設置許可候補事業者の選定後、速やかに申込事業者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査結果概要（審査結果、設置許可候補事業者の名称及び提案内容、選定部会の講評等）を本市ホームページ等で公表します。

7 協定書の締結

設置許可に先立ち、設置許可候補事業者と本市との間で、本公園施設の設置及び管理について、事業者と本市が相互に協力すべき事項その他の本件事業の円滑な実施に必要な事項を明らかにすること等を目的として、協定書を締結します。

また、提案内容のうち、「宝が池みらい共創会議の活動への支援について実施可能のこと」については、本公園施設の供用開始までの間に、設置許可候補事業者と「宝が池みらい共創会議」との間で、支援の実施に必要な事項を明らかにすること等を目的として、協定書を締結していただきます。

8 本公園施設の使用料及び保証金

(1) 使用料

- 本公園施設の設置許可に当たり、本市に使用料を支払っていただきます。下記の最低使用料以上で、事業者から提案された使用希望価格を、本公園施設の使用料（円／ m^2 ・月）とします。また、使用料支払いの対象面積は、提案区域のうち、有料で供される区域の面積とします。
- 使用料（円／ m^2 ・月）及び使用料支払いの対象面積を提案してください。

| | |
|-------------|-------------------|
| 本公園施設の最低使用料 | 178円／ m^2 ・月 以上 |
|-------------|-------------------|

※ 本公園施設の工事を行う前の測量や調査等に係る土地の使用料については、別途、都市公園法及び京都市都市公園条例の定めにより支払わなければならないものとします。

※ 使用料の改定に当たっては、公園施設整備対象エリアの北側に接道する宝が池通の固定資産税路線価の評価替えを基に算出した変動率を、従前の使用料に乗じて得られた額を新たな使用料とします。改定の時期は、当該評価替後の固定資産評価単価が公表された日の属する年度（価格調査基準日の属する年度ではありません。）の翌年度から使用料を改定することとします。

(2) 保証金

事業者は、上記(1)の使用料の2年分に相当する額の保証金を支払わなければなりません。

本市は、設置許可書に基づく本市への金銭債務が事業者にあるときは、当該金銭債務の弁済に保証金を充当できることとし、事業者はこれに異議を申し立てることはできません。

ア 保証金の額の改定

使用料が、改定により当初の額の2倍以上の金額となった場合は、保証金の額についても改定します。

事業者は、当初使用料の2倍以上となった使用料の1年分に相当する額と既に納付いただいている保証金の額との差額を追加で支払わなければなりません。また、使用料が、更に2倍となったときも同様とします。

なお、改定により使用料が低下した場合は、納付した保証金の額との差額は返還しません。

イ 本市への債務に充当した場合の保証金の追加支払い

保証金の全部又は一部を本市への金銭債務に充当した場合において、これらの事由が生じた年度の使用料により積算した保証金の額が本市への金銭債務に充当した後の残余の額を上回ったときは、事業者は、その差額を支払わなければなりません。

ウ 保証金の返還

設置許可期間が満了したとき、又は本市が設置許可を解除したときは、原状回復及び明渡しの履行を確認したうえで保証金を返還します。

なお、返還する保証金には利息を付しません。

9 特記事項

本公園施設において、たばこ類の販売はできません。また、本市が好ましくないと判断した物品については、販売を禁止する場合があります。

10 その他

(1) 選定部会員との接触の禁止

選定部会員に対して、本件に関する接触（直接、間接を問わない。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とします。

(2) 設置許可候補事業者の取消

設置許可までの間に、本市の承諾を得ず、本公園施設に係る計画の主要な部分を変更するなど、設置許可候補事業者として著しく不適当と認められる事情が生じたときは、設置許可候補事業者の決定を取り消す場合があります。

なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求、その他一切の請求を認めません。

(3) 使用する言語及び通貨単位

本件において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

11 スケジュール

| | |
|---------------------------|--|
| 募集要項の配布開始 | 令和6年12月19日（木） |
| 基礎資料の貸出期間 | 令和6年12月19日（木）～令和7年4月24日（木） |
| 質疑の受付期間 (2回実施) | ①令和7年1月16日（木）～令和7年1月23日（木） ②令和7年2月13日（木）～令和7年2月20日（木） |
| 現地説明会 | 令和7年2月6日（木） |
| 申込書類の受付期間 | 令和7年4月17日（木）～令和7年4月24日（木） |
| 選定部会の開催及び設置許可 候補事業者の選定 | 令和7年5～6月頃 |
| 協定書の締結 | 令和7年6～7月頃 |
| 設置許可書の発行 | 令和7年度中 |

12 問合せ先

京都市建設局みどり政策推進室（担当：杉左近、奥村）

住 所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎3階

電 話：075-222-4114

FAX：075-212-8704

メールアドレス：ryokusei@city.kyoto.lg.jp